

第 6186 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 4月23日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 少額減価償却資産

Q：減価償却資産には、一括で損金にできるものがあるとか。どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

減価償却とは費用配分の原則に基づき、取得原価を耐用年数にわたって各事業年度に配分することをいいます。

減価償却資産は、通常、使用期間が1年を超えますので、原則として、期間損益計算を正しく行うため、一定の方法(定額法や定率法など)により、減価償却資産の取得原価を耐用年数の期間にわたり、費用配分しなければなりません。

ただし、取得価額が10万円未満の金額的に重要性の乏しいものや、費用配分の必要のない使用可能期間1年未満の減価償却資産については、事業の用に供した事業年度に全額を損金に算入することが認められています。

また、特例的に、取得価額が20万円未満の減価償却資産については、事業の用に供した事業年度ごとに一括して3年間で損金算入する方法を選択することも認められます。

さらには、一定の中小企業者(資本金1億円以下の会社など)については、平成32年3月31日までの間に取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得した場合に、その取得し事業の用に供した事業年度において取得価額の全額(300万円が限度)を損金の額に算入することが認められています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】